

## 東浦町商業振興条例の概要図

—平成 26 年度 4 月 1 日に、商業振興条例が施行されました—

### 【目的】

この条例は、町、商業者、商工会の役割を明確にして、地域全体で商業の振興に取り組むことにより、町民生活の向上と、地域社会の発展を目的とします。

【大規模小売店舗】  
大規模小売店舗立地法  
第 4 条の指針に基づき、施設の設置及び運営方法に配慮します。

【商業者】  
自らの創意工夫により事業を発展させて、商工会への加入に努めます。  
また、地域貢献活動の実施に努めます。

商業を活かした地域のまちづくりに  
共に取り組みます

【町】  
国、県、商業者、商工会等と連携を図りながら商業振興の総合的施策を推進します。

【商工会】  
町と連携して、商業振興のための施策を実施するとともに、地域貢献活動を推進します。

まちづくりに視点をあいた東浦町の商業が向かうべき方向を示します。